

環 保 第 1 8 4 2 号
平成 3 1 年 1 月 2 3 日

株式会社ティーティーエス企画
代表取締役社長 野見山 俊之 殿

大分県知事 広瀬 勝貞

(仮称) 大分野津太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について

平成 3 0 年 9 月 2 5 日付けで提出のあった上記環境影響評価準備書について、大分県環境影響評価条例(平成 1 1 年大分県条例第 1 1 号)第 2 5 条第 2 項において準用する第 2 0 条第 1 項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

1 全般的事項

- (1) 本事業は、臼杵市野津町大字吉田地区の丘陵上に、改変区域面積 70.1 ヘクタール、計画出力 50MW の大規模太陽光発電所を新規に設置しようとする計画である。改変区域の近傍には複数の集落が存在するだけでなく、広大な森林の抜開と地形の変更を想定していることから、生活環境及び自然環境へ相当大きな影響が生じることが予想される。そのため、最新の環境対策や施工方法を積極的に採用する等、事業実施による環境影響を最大限低減するよう努めること。
- (2) 臼杵市からの意見として、対象事業実施区域周辺の地区から、事業内容に関する周知不足、農業に使用している湧水などの水源の枯渇による農業への影響及び土砂災害等の危険性などを不安視する意見が上がっていることから、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン」に基づき、臼杵市及び地域住民と積極的にコミュニケーションを図るなど、不安の払拭に努めるとともに、本事業計画に対する意見等に対して、誠実に対応すること。

2 個別的事項

(1) 騒音・振動

用途地域の指定がなされていないが、当該地域の周囲の状況から田園住居地域であると解し、住民の生活環境への影響を主眼に置いたうえで影響の予測等を行うことが望ましい。そのため、評価書ではこれらの観点に立ち、事業の実施による影響の予測等を行うよう努めること。

(2) 水環境

- ア 準備書の段階では確認されていないが、改変区域の周辺に農業用水として使用されている湧水が存在するとのことであるため、当該湧水の有無等を確認し、その結果等を評価書に記載すること。
- イ 降雨等により、土砂及び濁水が周辺河川等へ直接流出しないよう、調整池の容量を十分確保するとともに、調整池の堆砂状況を定期的を確認し、必要に応じて浚渫を行う等、適切に管理すること。

(3) 光害

太陽光パネルの反射光による生活環境への影響は小さいものと予測されるが、太陽光パネルは低反射仕様のものを採用することが望ましい。また、供用後、現段階では予測し得ない太陽光パネルによる光害が発生した場合には、適切に対応すること。

(4) 動物・植物・生態系

- ア 対象事業実施区域及びその周辺地域には、「レッドデータブックおおいた 2011」等の文献に掲載された多くの希少動植物が生息・生育しており、改変区域の見直しにより事業実施による影響を当初の計画より回避・低減したとはいえ、これら希少動植物はもとより、普通種への影響は依然として非常に大きい。そのため、改変区域及びその周辺地域に生息・生育する動植物への影響を可能な限り低減等するため、専門家等の指導・助言を踏まえた必要な環境保全措置を講ずるよう、最大限の努力を払うこと。
- イ 対象事業実施区域内にサシバの営巣が確認されていることから、環境影響の回避・低減を図るため、「サシバの保護の進め方」（平成 25 年 12 月、環境省自然環境局）の考え方を踏まえた環境保全措置の検討を行うとともに、事業の実施に当たっては、サシバの営巣木周辺の改変区域の土木工事等の実施時期について、配慮すること。
- ウ 両生類（オオイタサンショウウオ、アカハライモリ）及び爬虫類（ニホンイシガメ）について、改変による生息環境の減少・喪失により繁殖環境の悪化が予測されるため、調整池をビオトープとして利用する等、専門家の意見を踏まえた環境保全措置の検討を行うこと。また、排水施設等の設計に当たっては、生息する動物の移動経路の遮断・阻害とならないよう配慮すること。

(5) 景観

太陽光パネル自体は視認されないとはいえ、地形の改変による景観への影響は避けられないことから、早期に改変部の法面緑化等を実施すること。

(6) 廃棄物等

太陽光パネル等の廃棄に当たっては、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第一版）」（環境省）に基づき適切に処理を行うほか、最新の知見に基づき、リユース・リサイクルを原則として、埋立処分量が少なくなるよう努めること。

(7) 文化財

対象事業実施区域内に埋蔵文化財包蔵地「法音寺跡」が存在しているため、臼杵市教育委員会による確認調査の実施について協力するとともに、確認調査を実施した結果、本発掘調査が必要となった場合は、必要な対策を講じるなど可能な限り協力すること。

(8) その他

本事業計画の実施に当たっては、臼杵市が臼杵市土地利用指導要綱に基づく「開発協定」及び本事業による公害や災害を防止することを目的とした「公害防止協定」の締結を求めているため、真摯に対応すること。